

第二十二回国会
衆議院

文教委員會
會議錄 第十七号

昭和三十年六月十七日(金曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 佐藤鐵次郎君

委員 赤城 宗徳君 伊東 岩男君

委員 並木 芳雄君 坂田 道太君

委員 竹尾 式君 辻原 弘市君

委員 高村 坂彦君 藤本 捨助君

委員 米田 吉盛君 永山 忠則君

委員 河野 正君 島上善五郎君

委員 野原 覺君 山崎 始男君

委員 小牧 次生君 小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 松村 謙三君

出席政府委員

法制局次長 高辻 正巳君

文部政務次官 寺本 廣作君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

文部事務官(管理局長) 小林 行雄君

委員外の出席者

厚生事務官(兒童局母子福祉課長) 吉見 静江君

農林事務官(大臣官房總務課長) 佐藤 清美君

消費政策室長 岡崎 三郎君

農林事務官(畜産局長) 岡崎 三郎君

農林事務官(食糧行政課長) 丹羽雅次郎君

輸入計課長 石井 昂君

專門員 石井 昂君

六月十四日

委員永山忠則君辭任につき、その補欠として加藤謙五郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日

委員額額三君辭任につき、その補欠として北村徳太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十六日

委員島上善五郎君辭任につき、その補欠として長谷川保君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日

委員加藤謙五郎君、小川豊明君及び長谷川保君辭任につき、その補欠として永山忠則君、山崎始男君及び島上善五郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員永山忠則君辭任につき、その補欠として伊藤郷一君が議長の指名で委員に選任された。

六月十四日

へき地教育振興法に基き分校並びに単級、複式学校教育振興に關する請願(辻原弘市君紹介)(第二一七三號)育英事業予算増額に關する請願(保科善四郎君紹介)(第二一七四號)日の丸の日及び靖國の日制定に關する請願(眞崎勝次君紹介)(第二一七五號)八幡小学校室川分校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二一九〇號)八幡小学校にへき地教育振興法適用の請願外三件(辻原弘市君紹介)(第二一九一號)八幡小学校上湯川分校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二一九二號)

八幡小学校三田分校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二一九三號)

八幡小学校宮川分校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二一九四號)

八幡小学校遠井分校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二一九五號)

大熊小学校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二一九六號)

八幡小学校下湯川分校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二一九七號)

川上第一中学校上初湯川分校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二一九八號)

櫻川小学校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二一九九號)

上初湯川小学校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二〇〇號)

高根小学校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二〇一號)

敷屋小学校高山分校及び篠尾分校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二〇二號)

小川中学校田川分校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二〇三號)

衣奈小学校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二〇四號)

殿原小学校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二〇五號)

上山路中学校丹生ノ川分校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二〇六號)

丹生ノ川小学校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二〇七號)

北小学校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二〇八號)

五郷小学校三瀬川分校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二〇九號)

龍神中学校大熊分校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二一〇號)

北山第三小学校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二一一號)

敵畑小学校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二一二號)

笠松小学校及び猪谷分校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二一三號)

小川小学校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二一四號)

石垣小学校糸川分校にへき地教育振興法適用の請願(辻原弘市君紹介)(第二二一五號)

産休補助教員設置の制度化促進に關する請願(床次徳二君紹介)(第二二三〇號)

産休補助教員設置の制度化促進に關する請願(平田ヒデヲ君紹介)(第二二三一號)

志葉小学校松尾分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第二二三二號)

新舞鶴小学校多門院分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第二二三三號)

田井小学校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第二二三四號)

丸山小学校及び大浦中学校丸山分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第二二三五號)

中筋小学校真倉分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第二二三六號)

大丹生小学校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第二二三七號)

池内小学校岸谷分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第二二三八號)

青井小学校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第二二三九號)

野原小学校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第二二四〇號)

神代小学校にへき地教育振興法適用の請願(山崎始男君紹介)(第二二四一號)

いたしたいと思います。

それは国際ペン・クラブの日本における総会のことでございます。実は数日前オーストラリアの大野公使から電報がきまして、再来年の国際ペン・クラブの総会を日本で持ちたいという話を持ち出されておる、まことにけっこうであるけれども、これに日本として立候補するかどうか、至急態度をきめてもらいたいということでございまして、そこで国際ペン・クラブの方々は昨日集まりまして、この問題を論議したのであります。いずれも趣旨には問題なく大賛成でございます。ただ問題は費用の点で、費用は合計三千万円くらいかかるのだそうです。その点で一、二果して大丈夫か、引き受けておいてあとから取り消すようでも困るからという話が出たそうでありまして、けれども、結局初めてのことであり、国際文化交流に資することは甚大であるから、再来年一つ日本でやってみようように立候補しようということに決定したのであります。私は非常にけっこうなことでありますので、文教の最高責任者である松村文部大臣もこれに對して力を入れていただきたい。そうして費用の足りないような点は何とかして来年度の予算に盛って、そうしてりっぱな国際ペン・クラブの総会が日本で行われるように努力をしていただきたいと思ひます。このことを質問いたします。

○松村文部大臣 今お話の点は、まだ私詳細のことを、——今初めて承わったわけでございますが、趣旨をいたしましてはお話の通り非常にけっこうなことで、その実現ができれば、東西文化の交流のためには非常にけっこうなことだと考えます。予算その他のこともありますが、よくお話を承わった上にできるだけの尽力をいたしたい、こういうふうな考えでおります。

○佐藤委員長 野原委員。野原委員 大臣に地方公務員である教職員の夏季手当についてお尋ねいたします。大臣も御承知のように、すでに閣議で、今回の夏季手当については〇・七五に對して超過勤務手当ないしは日宿直料の繰り上げということに決定したというところでございまして、この閣議の決定は当然地方公務員である教職員に對しても適用されなければならぬと私は考へておるものでございまして、これに對して大臣はどのような考へでございましてか、お尋ねいたします。

○松村文部大臣 今御質問の全体を、それが閣議決定であつたというようなことはちよつと何がありますから、ただお話を承わつておきますが、それをぜひ実現したいと思つて努力をいたし、また今も努力をいたしておるわけでございます。大体受けるつもりでございまして、自治庁あたりともよく打ち合せをいたしてみますと、御承知の通り地方財政が非常に窮乏いたしておりますので、それだけ実行できるかということについてはなお検討を要するものがありますので、自治庁と互いに相談をし合つて最善の方法をとりたいと思つて苦心をいたしておるところでございまして。ただいまのところ申し上げ得ることはその程度と御了承をお願いいたします。

○野原委員 そこで、昨年の年末のことで、松村大臣がまだ文部大臣でございます。さいませんでしたから、緒方局長から御答弁下さつてけっこうでございますが、昨年の年末は日宿直料の繰り上げということで大体一千円程度のものをプラスするということでございまして、が、しかしながら地方財政の赤字のために一千円プラス・アルファが出されておらない都道府県がかなりあつたやうに私は聞いておるのであります。一体何県くらい政府が決定した通りの年末手当を昨年の暮れ出してないか、その点をお尋ねいたします。

○緒方政府委員 昨年暮れの措置といひましては、教員につきましては、今お話ございました通り、宿直、日直手当の繰り上げ支給という形式を取つたわけでございまして、そのために資金措置をいたしまして、第四・四半期に交付いたしましたのはその国庫負担金の一部を十二月に繰り上げまして地方に交付をいたしました。それが一つの資金の手当であつたのであります。當時は年間予算が成立したおりましたので、そういう措置がとれたわけでありまして、それから府県の一般的な資金の手当をいたしましては、自治庁の方で地方の方にあつたことをいたしましてなつた。さうなことをいたしまして地方で実施のできるところは実施ができて、という態勢はとつたわけでございまして。ただ、今お話がございましたように、今お話がございましたように正式に出たおつたわけではございません。今申しましたような資金の手当をいたした繰り上げ支給でありますので、普通十二月の日直、宿直の手当は一月に支払うのが従来のやり方でありまして、それを繰り上げてやつたわけでございまして。そこで今御指摘のございまして、

た、それでも地方で財政の状態あるいは資金の状態等によりまして、実施のできなかった県が相当あります。現在私もわかつております数といたしまして、大体十県くらいあると思ひます。これは御承知のように、ただいまの制度をいたしまして、その給与の支払い、負担等につきまして都道府県に権限があり、責任があるわけであります。政府といたしましては先ほど申しましたような資金の手当をいたしまして、財政の状態でも資金の状態、財政の状態でも資金の状態、かような状態が現出したわけであります。数といたしましてはただいま申し上げましたように十県ほどと承知いたしております。

○野原委員 それでは大臣にお尋ねいたしますが、国家公務員に對しては超勤もしくは日宿直の繰り上げということと大体〇・〇五が保障される。ところが国家公務員である教職員、つまり国立大学の教職員に對しては〇・〇五というものは確実に他の官公署の職員並みに保障されるものであるかどうか。その辺はどのようなことになっておりますか、お尋ねいたします。

○松村文部大臣 できるだけさういふふうにはいたしたいと思ひますけれども、予算を増してやることではございませぬので、それができない部分があると思ひます。大学の教授とか、文部省の中でもやはりはずれる人が若干あることは、どうもいろいろやつてみまされども、やむを得ないことと存じます。

○野原委員 一般的に言つて、大学教授の中で特定の者がはづれるということになしに、大学の教授は一体〇・〇五

五についてはどういふことになるのかということをお伺ひしておるのであります。〇・七五だけでございましてか。

○松村文部大臣 〇・七五だけ、さういふことになると思ひます。助手とかなんとはさういふような措置はとれませんけれども、教授に至りましてはそれをやることはできないと思つております。

○野原委員 そのことははなはだしく均衡を欠くと大臣はお考へになりませんか。そのことは、大学の教官といへども国の役人に準すべきものでございまして、夏季手当が他は〇・〇五出されて、それが教官には全く考へられないということは、はなはだしく教官諸君に對して均衡を欠くものであると大臣はお考へではないか、お尋ねいたします。

○松村文部大臣 それらの点は予算の操作によるようなことで、新たな財源があるわけではございませんから、大学の教授でありますとかあるいは文部省におきましては課長以上とかいふようなところへは、そのことが均霑することはできないことは、遺憾でありまして、けれども、どうもやむを得ないことと思ひます。

○野原委員 予算のある省は十分の夏季手当が出されるけれども、予算のないところはまことにやむを得ないものだ、こういうことで簡単に片づけられることは私はいささか當を失したお考へ方であり、やり方ではないかと思つてございまして。これは単に今回の夏季手当だけでなしに、今後政府が来るべき年末手当に對してもこのような措置がとられますと、予算がないからだめなんだ、こういうことで大臣が片づ

けられてしまふことは、私は、大学の教官諸君にしてははなはだしき不満なものが起つてくるのではないかと思うのでございますが、これらの点については、今後とも予算がないからということだけで文部当局は放擲されるおつもりでございませうか。

○松村國務大臣 これまでの先例から申しまして、大学の教授等は、去年の暮れなどにもそれから漏れていたのでございます。これはどうも予算の措置がなくなつては何ともできませんので、残念に思つておりますが、やむを得ません。そこで、このあたりのことにつきましては、私の私見としてお聞き取りをお願いしたいと思います。けれども、こういうふうなこともその季節になつて問題が繰り返されることはおもしろくないと思ひます。従つて法律の改正、予算の措置で一定の規格をきめて、その季節ごとにさらにどうするか、こうするといふような苦しい算段をしないことにしたいものと思ひ得て、それに努力をいたすつもりでおります。

○野原委員 そのような方向に大臣がなさるかどうかということ、今後問題でございませうから、私はとやかくは申し上げませんが、今回の措置に對して、明らかに大学の教官には差等をつけられておるといふことは、何とかして責任の省であります文部当局で考へていただきたい。これは何ともしも考へていただきたい。今回の夏季手当に間に合うことができませんれば、何らかの名目で、やはり他の官公署並みのことは国立大学の教官諸君にも——これは文部大臣の方で考へ下さらなければ、だれも考へてあげる人

はないのでございませうから、これはぜひとも御善処方をお願いしたいのであります。

それから地方公務員である教職員の問題に返るわけでございませうが、○五は今のままではとても出せない。政府は、都道府県が短期融資というところで○五を国から借りてでも出すという希望があるならば、十億円程度の金は用意しておるから貸そうじゃないか、こういうことを言つておるやうでございませうが、今日赤字財政の府県で、借金してまで○五を出そうという奇特な府県もないのではないかと。そうなつて参りますと、明らかに地方公務員は、中央の官吏よりもここでまた差等がつけられる。しかも地方公務員の中にたくさん教職員がおるわけにございまして、この点は、大臣が非常に御努力下さつておられることは思ふのでございませうけれども、けさの新聞を見ましても、熊本県においては○五は出せない、佐賀県においては○五は出せない、徳島県においては○五も困難だ、兵庫県も○五以上は絶対出さないと、こういうことになつて参りますと、これは中央との大へな不均衡ということになつて、私は問題が残さると思ふのでございませうが、教職員の所轄庁でございませう文部当局として、これらの点について、自治庁なり大蔵省に對してどのような働きかけを今日ただいまなさつておられますのか。その辺をもう少し具体的に示していただきたいのであります。

○松村國務大臣 自治庁長官とも話し合ひまして、ともども心配いたしておるやうな次第でございませう。できるだけ一般のところまでやりたいと思つて

おりますが、今お話のような各府県の状態でございませうので、実は非常に心配いたしておるやうな次第でございませう。

○野原委員 それに對する見通しはどうでございませうか。

○松村國務大臣 ただいまの折衝の見通しは、まだ何とかやれるというところまでいって参りませう。これから續いて努力をいたしたいと考へております。

○野原委員 この点は一つぜひとも大臣に御努力方をお願いいたしまして、私の夏季手当に對する質問を終ります。

○佐藤委員長 高村坂彦君。○高村委員 私は、大臣に教育の根本についてお尋ねしたいと思ひます。

先般三月二十九日の当委員会におきまして、佐藤委員長より文教行政に關する基本政策についての質問がございました。これに對しまして大臣は、大体三つのことを言つておられるのであります。第一は、大臣が變へることによつて根本が變へるのじゃ困るということとを言つておられますが、これは一つは教育の中立性ということを意味しておるのだと思ひます。第二は、長い間の占領行政から離脱したけれども、まだ教育の根本が動揺したとしておるということとを言つておられるのであります。それから、概念的には、方針としては、教育基本法の大本ののちとてやりたい、こういうことをおっしゃつておられると思ふのであります。時々の關係もございませうので、私の私見を申し上げまして大臣のお考えを拝聴いたしたいと存じます。

まず第一に、日本の教育の大本が動揺いたしておるということは、われわれもそう考へるのでございませうが、一体今日の日本の教育の根本というものが依然として落ちついておらないのは、どこに原因があるであらうかというところを考へますと、これにはいろいろ原因があるやうかと思ふのであります。が、すでに教育基本法がございまして八年以上になつております。これはいろいろございませうが、まず第一には、教育基本法というものがどうも日本の国情なりあるいは国民性というものにびつたりしておらないのじゃないかということ、第二は、教育基本法というものがあまりに理想に走つておつて現実と距離をいたしておるのではないかと、このことを考へるのであります。その他の教育制度も、これに基きまして全面的にそういう点があるやうな感じを受けるのであります。そのことは、ちやうど日本の憲法と同じやうに、やはり日本の自主性のない時代に作られたものであり、いわゆる占領下の制度あるいは法規であるといふところにさうな欠陥があるのであります。なるほど教育基本法は非常に理想的な内容を持つております。おそらく世界にも誇り得る内容だと思ひますが、法律というものは、理想を高く掲げるがゆえに必ずしも尊いものでもないし、また値打のあるものでもないものであります。やはりその実行が保障されるというところに法律というものの値打があるのじゃないかと思ふのであります。八年もたつてなお動揺しておるということは、やはり今申しましたやうに、占領下の自由性のないときに向うから押しつけられたということについては少し議論があるかと思ひます

が、そういうところに根本の原因があつて、どうも理想に走つておる、いわば占領政治の初期にこれはやつたこととてございませうから、二十二年と申しますと、まだアメリカの日本に對する占領政策が變つておらない時代だと思ひます。従つて、連合軍であるソ連の力も入つておる時代でございませうから、そういうことで、私はやはり日本の弱体化と申しますか、占領政治の目的を達成する一種の軍事行動の一つの方針としてなされた制度である、そこに欠陥があるのではないかと思ふのであります。

それから第二の、日本の国情、国民性に合わないといふ点も同様でございませうが、明治維新に日本は非常な大改革をやりましたけれども、そのときにはやはり自主的にやり、また外国の文物を取り入れましたのも、大體明治維新では日本の国情あるいは国民性に合ふやうな意味で欧州の大陸系のいろいろな制度なり立法例といふものを取り入れた。海軍は別でございませうけれども、大體憲法を初めとして、日本の伝統といふものを考へながら日本の国情に合ふ大陸系のいろいろな制度を取り入れておられますが、今回の教育制度のごときはほとんどアメリカの制度を持ち込んでおるといふやうなところにやはり日本の国情、国民性に合わないものがあるのではないかと、こういう点がある今日教育の基本といふものが依然として動揺いたしておる根本の原因ではないか。端的に申し上げますと、占領政治の自主性のないときに作られた日本弱体化方針の當時のものであるから、非常に理想的であるけれども、日本の実力に合わないやうなところがある。

それからアメリカの制度を持ち込んだものでございますから、国情や国民性に必ずしも合わないものがある。そういうところから、この日本の教育の基本というものは、基本法ができて八年にもなっているけれども、依然として動揺しているところがあるのではないかと、思うのでございますが、この教育の基本が今日依然として動揺している原因は一体どこにあるのか、これをきかめるところによつて大本はつきりしていく将来のしるべにもなるかと私は思うのでございまして、大臣はどういうふうにご感じ、見ておられますか。まずこの点をお伺いいたしたいと存するのでございます。

○松村国務大臣 これは教育の大本に関する御質問でございますから、私の考えておりますことを申し上げます。御批判を得たいと思ひます。

私もいろいろ考えてみましたが、大体何だか近ごろの教育はたよりないと感じられるその原因はどこにあるかといふと、教育の根本に対する指針を失つた。以前は教育勅語というものがあつて、教育の大本を示したのであるが、それがくずれて、それにかわるものが無いのだ。従つて今日は学校の先生方の思い思ひによつて教育をしてゐる、こういう点にあるのだらうと思つて、ございまして。これにつきましても、大体私は国民の教養というものを法律で定めるということそれ自体に私は疑問があるわけでございます。大体教育勅語と申しまして、あれがどうしてあの当時あつたか、国民の間に普及をしてきましたかといふと、それは当時の権力によりましうかなれども、やはり明治天皇という個人の人格

と申しますか、個人の力というものがあつた。国民の間へ浸透したと見るのが当然でございまして、教育の感化といふものは、これはやはりその人による。やはりキリストとか孔子とか釈迦とかいふような個人の教化といふものが何千年後の今日の人類の思想を規律してゐる、そこをきかめなくちゃならぬと思つてございまして。明治になりましてからも、たとえば福沢諭吉先生とか新島襄先生とかいふような人が出て、そうして今日の教育の内容を作つてきておるわけでございます。すなわちその感化は人によるところが多い。そこで、さらに考えてみますと、日本の過去の歴史から見ても、新しく世の中が変るときには、必ずそこに大きなあつてきがあり、摩擦があつて、そうしてそれを日本国民の一種の天才といふか、それを融和吸収して日本の文化を作つてきておることは、仏教が日本へ入つたとき、儒教が日本へ入つたとき、キリスト教が徳川以来日本へ入つたとき、みな同様でございまして、今日いろいろの点においていろいろの動揺のありますのも、日本国民が世界の流れを吸収してそれを日本式に純化する一つの道程であらうと考えるのでございまして。たとえて申しますと、明治維新後に、あの武士かたぎの強い世の中に福沢さんがあつた。洋金宗と言つてゐるまで前だれがけの教育を教えた。これは今日でも見られない非常なひびき変化したこととは明らかでございまして、それがやがて日本の流れとなりまして、日本の国の興隆した大きな原動力になつておるといふようなことを考えてみますならば、この日本の激動期に當つていろいろの事態

の起りますことも、これは一つの過程としてやむを得ない、その流れの過程を誤らないように導いていくのが今日文教に携わるものの大変な務めであらうか、こういうふうにご考えまして、教育のやり方をできるだけ常識化する。今これを文書にして書いてみても、いろいろなありましようかなれども、またこれを書きかえるとしてもこれはなかなかむづかしい。そこで私は、国民の間に教育に関する一つの常識を涵養してもらつて、それでやつていくよりよい方がないのでありまして、これを成文化することはよほどの偉い人でなければいけません。それに大きな感化力を伴わなければいけません。思ひまして、それで基本法なども私よく読んでみまして、これと変つた書き表わし方がありますけれども、今直ちにこれを改めるよりも、むしろこのうちのいいところを取り、そしてそれを国民の常識化することが大切な取るべき道でなからうか、まずこういうふうにご考えているわけでありまして。もしも誤りがありますならば改めますけれども、私の考え方を申し上げまして御批判を願うわけでありまして。

○高村委員 大臣のお考えはわかりましたが、私は占領下の日本の教育制度というものは非常に違つたものだと思つてゐる。たとえばだいたいお話をございまして、外国文化を大化の改新でも大いに取り入れましたし、ことに明治維新では泰西の文化を取り入れましたが、これは何としても日本民族が自主的に取り入れたもので、従つて伝統といふものを重んじておられます。これを一つの織物にたとへれば、

日本の伝統が強い縦糸であれば、外国から入つてきた文化は横糸の役割を演じて、そこに縦と横との織りなす新しい文化といふものができているわけでありまして。ところが占領下に占領軍によつて行われたものは、伝統といふものをほとんど無視してあります。今日の教育基本法を見ましても全く無味乾燥であつて蒸溜水のようなものである、なるほど蒸溜水でありますから非常にきれいであるかもしれませんが、あるいはこれは化学の実験には役立つかもしれないけれども、飲料水にはならない。味もない、これを用いれば下痢を起す、こういうふうなものではないか、そういうことで今日の基本法その他のいろいろな制度は、日本民族が自主的にやつたものでないといふところに非常に大きな欠陥があるのであります。ただいまお話のように個人の感化といふこと、まことに個人の感化といふこともございまして。しかし大改革の行われた後には民族としても国家としても非常な気魄が出てくる、たとえば中共におきまして今日見られる姿は御承知の通りでございまして。ところが日本はこれだけの大手術を受け、大改革が行われたにもかかわらず、今日の状態は御承知の通りでございまして。かような状態では一体日本が再建できるかどうか、私は非常に憂ひを持っておりますが、今申しましたような、まず自主的にやられたものでないといふこと、それがだんだんだらだらけじめをつけなくて、きていくといふところに、非常に大きな原因があるのではないかと、従つて大臣の今のお話でございまして、こうして制度あるいは法規といふものに對して、日本は独立したしたのでございまして、自主的な立場で全面的に再検

討する必要があるのではないかと、私はかように考えるのでございまして、そういう再検討といふことについて大臣のお考えはいかがでございまして。ただいま伺いますと、そういうことをしなくとも自然にそういうふうなものは正されていくといふふうなお考えかと思ひますが、この点一つ大臣にもう一度伺いたいと思ひます。

○松村国務大臣 私は今のお話に出ましたお考え方、またいろいろの考え方、自然に動、反動となつてゐる間に、国民の良識によつてそれが適正なところに落ちつくだろうといふことを申し上げたのでございまして、これらの法規、教育の、アメリカが残していった制度全般については、ある適當な機会が来たらば再検討することはあり得ることと思つてございまして、全般がこれでよろしいといふことは私は毛頭考えておりません。教育の制度そのものについては、これは全面的に検討を要することは当然でありますけれども、この教育基本法だけをとりとて考えるべきものではなくて、全面的に考えまして、中庸と申しますか、中正を得たところで、国民がだれも日本の教育はこの程度でよいと安心してゐるところでやつていくべきだ、こういうふうにご考えているわけでございます。

○高村委員 私も教育基本法だけを申し上げてゐるわけではないのでございまして。そこで次の問題に移ります。教育の中立性といふことが言われているのでございまして、先般参議院の文教委員会が大臣がお答えになつておられますところを拝見いたしますと、やはり中正の立場に教育を置きたいといふこと

五

を言っておられるのでございます。この中立という事は、教育基本法第八條第二項に書いてありますことを言っておられるのでございましょうか、あるいはそういう法規の問題ではなしに、中立ということを書いておられるのでございましょうか、その点をまず伺いたいと思います。

○松村国務大臣 教育の中正と申すことは、もちろんこの第八條の事柄も含んでおります。一方の政党内偏すること教育をやつてはいけないことは申すまでもございせん。同時にまた政治は教えるが一方へ片寄つてはいかぬことはもちろんのことでありまして同時に、思想の上におきましても中正のところをやつていかなければならぬということもその間に含まれておりまして、教育の中正化と申しますのは、広い意味に私どもは解しているわけでございます。

○高村委員 今世界は二つになつてゐるということをよく言われているのでございますが、この中立性というのは共產主義教育をやつてはいかぬということでありましょうか。あるいはそういうことを含んでいられるかどうか、あるいはフアッシュ政治はいかぬ、フアッシュ的な全体主義的な教育をやつてはいかぬ、あるいは共產主義的な教育をやつてはいかぬ、こういうことが具体的に入つてゐるのであるでしょうか。

○松村国務大臣 もちろんそういう意味、一方へ偏したことはいかぬという意味が入つてゐることと私どもは考えております。しかし思想は自由でございまして、何でもござい、教育としてそれをとることはできないと考へており、学問はあくまで独立主義の考へで

やつたらよろしいが、そこに中庸性を失つてはいかぬ、こういうふうな考へております。

○高村委員 そこで共產主義あるいはフアッシュ的な全体主義、そういう思想を持つてゐることは差しつかえないが、そういう教育をしてはいかぬという御趣旨だと存じますが、教育の中立性ということとは、何らよるべきところがなしに、ばく然と国家の教育というものがあるところではないと思ふのであります。少くとも国民教育に於て、その国是に基いて政治が行われることはもちろんのこと、教育も、一つの国是というものがあれば、それに基づいて行われなければならないのではないかと申すのであります。国是というものは、国の根本方針、たとえば日本は文化国家、平和国家でいくというやうな、これが一つの国是でありま

す。中共なんかでは共產主義が一つの国是になつてゐる。大本になつておりますから、これに基いて教育が行われてゐる。そういうことで二つの世界のどちらというものは、教育としては相当幅を持つて自由に選択をして、国民が伸びなくちゃならぬからということ、たとえば自由主義国家の考へ方を国民教育としてやることはいかぬというところでございましょうか。その点はどうでございましょうか。

○松村国務大臣 国是に従つてやるといふことは、当然でございましょう。ところが国是とは何ぞやということになつて参りますならば、憲法のきまるところ、これに準拠することが国是だと考へてゐるわけでございます。そこで共產主義をもつて教育をするとか、

あるいはフアッシュの考へをもつて教育するとかいふやうなことは、断じて禁圧しなくちゃならぬと考へておるものでございまして。

○山崎(始)委員 ただいま教育の中立性の問題が出ましたので、これに関連いたしまして大臣に一言お尋ね申し上げたいのでありますが、聞くところによりますと、過日自由党と民主連盟とのいわゆる四者会談において、御承知の昨年の十九国会において未曾有の反動立法として騒がれた教育二法案に對して、自由党の方から、行政罰を刑事罰に変更するといふ申し入れを民主連盟にやつた、民主連盟もそれを承したといふやうに聞いておるのであります。どうも何だか教育二法案の刑事罰が、保守結集と申しますか保守合同と申しますか、そういう政治的なものに取引されておるやうな印象を世間は持つたのであります。こういう事実があるのかどうかと思ひます。

○松村国務大臣 今のやうなお話は、私は責任者からは承つておりません。全く存じません。

○山崎(始)委員 火のないところに煙は立たぬといふ俗な言葉があります。が、少くとも四者会談にそういうものがあつたといふことは間違いないだらうと思ふのであります。もし今後そういう問題が發展した場合に、文教の府の最高責任者として、文部大臣自身は、刑事罰にすることについてどういふやうな御見解を持つていらつしやるか。一つこの際はつきりしていただきたいと思ふのであります。

○松村国務大臣 まだ聞きもしない仮定のことに對しまして、決定的なお返事は申しかねる次第でございまして、ただそういう話は座談として出たかどうか知りませんが、その程度のことではないかと想像をいたしております。

○山崎(始)委員 どうぞ一つ思い切つて御意見を表明していただきたいのです。ただいまも教育の中正の問題で、教育基本法八條の問題が取り上げられておりますが、今の大臣の御答弁は私は非常に遺憾なのであります。まだ出しもしないものを今から云々と言われまが、それならば一歩譲りまして、出る出ないはあと回しにいたしまして、新しい問題として行政罰を刑事罰にするといふことに對しては、どういふ御見解をお持ちになつていらつしやるか。

○松村国務大臣 私はただいまのところ、そういうことを考へたことはございせん。

○辻原委員 そこから先の問題ですが、今お話のやうな、かりに保守合同の取引の具にこの種の問題が取り上げられて、例をあげてはなはだ恐縮ですが、大蔵大臣のごとき、一兆のワケをこえることは断じて不可であると言ひながら、これがしかし保守合同、結集の捨て石にならうといふので、二百十五億をのんでしまつたといふやうな一つの事実が最近あるわけでは、今大臣はこの問題については何らそういうやうな形に變へる意思は持つていないとおっしゃつたのであります。もし今後そういう問題が提起せられてきまれば、大臣としてはその際に今御答弁なさつた意思を、これを變へるといふことは万々あるまいと私は考へるのであります。その点を大臣に所見として

一つ承つておきたいと思ひます。この問題は先の問題だとおっしゃいますけれども、これは大臣が一つの御見解があつてしかるべき問題です。先になつてこれがいいとか悪いとかいふ問題ではないと思ふ。従つてこれは今日といへども、將來といへども、少くとも大臣の信念については、いささかもこの種の問題については變つてくることにはあり得ない問題だと思ひますから、確かめておきたいと思ふのであります。そういうやうな一つの不合理な形において、あるいは他からの強制によつて、大臣の信念を曲げるというやうなことは私は断じてあるまいと考へております。そういうやうな今後考へておつて間違いないかどうか、この点大臣の信念、所信として承つておきたい。

○松村国務大臣 この上のことは皆様の御批判におまかせするよりほかはございせんが、ただいまお答を申した通りのただいまの心境でござい

ます。

○山崎(始)委員 もう一点。どうも日ごろの大臣にしては御答弁がいまいなんですが、あなた個人の見解でもけうこうですが、非常にこの点は大切だと思ふのですけれども、何か非常に御遠慮深いやうな御発言ですが、いさ少し明白に、個人としての御見解でもけうこうですかお漏らし願ひないでしうか。世間ではこの点についてかなり誤解を持つてゐる。また聞くところによると、ある政党的筋の方からは、京都の旭ヶ丘中学の教員がもう一度復活する、こう事例があるのだから、ますますもつと嚴重になさういかぬじやないか、こういうやうな、これは一つ

の風評かもしれませんが、かなりあらからこちらでこの問題に対して非常な疑惑を持っておるのであります。この際大臣として刑事罰と行政罰との関係を明白にさせていただく必要があると同時に、大臣とされても義務じゃないかと思うのであります。あまりにしつこいようでありますが、どうぞ一つ思い切って御返答願いたいと思います。

○松村国務大臣 私のだいたいのところにおいてのお答えのできる範囲は、先刻来申し上げた通りでありまして、先刻来のお答えで大体おわかり下さることと私は考えます。

○辻原委員 どうも大臣はただいまという言葉に非常にとらわれておるのですが、という意味は、現在においてはその程度が適当であろう、あるいは情勢の変化によってそういうことは変り得ることもあるということなのですか、一体それはどうなのでしょう。

○松村国務大臣 私が明確にお答えできないことは、その場でどんな話か——そういう話がどうして出たのか、そしてそれがどういふことであるのか、実は何も私聞いておりません。そこでそういうことを離れてお前だけの考えを言えとおっしゃいまして、やはりそれに関連のあることをごさいますので、私からあまり先走ったことができない立場にあることを御了承をお願いしたいと思うのであります。

○高村委員 私が教育の中立性を申し上げたのは、ちょっと関連質問でそれでしたが、率直に考えまして、中立性ということとは偏してはいけないということになれば、中心になるものは何かということに相なると思ふのであります。その中心になるものは、先ほど国

是でと言っておったようだが、これは抽象的な言葉でありまして、それは憲法に大体の日本の行くべき道は明らかになっておる。しかしこの憲法も、先ほど申しましたように教育憲法である教育基本法と同じように、これは占領下に占領目的を達成するための向うの一つの手段として押しつけた法律である。でありますからこれも検討しなければならぬ段階にきておると思ひます。

そこで先ほどの大臣のお話にもありましたが、やはり日本がいろいろの点において落ちついておらぬといふことは、日本の行くべき道がまだはっきりしない、国家がこういふふうに行くのだといふことがはっきりしないことに占領下に日本の行き方が向うによってきめられたのでございしますが、教員基本法を見ましても、人類に共通した至上理念といふべきか、普遍的な理念は、明らかに個人のことか書いてある。飛びに飛んで個人のことか書いてある。しかし愛国というところは全然ないわけですね。そういう点が、やはり今日の世界の文化の段階からいいますと、まだ世界国家ができてゐるわけでもございませぬし、われわれの幸福とか不幸といふことはやはり国家の面できまるべき面が多いのでございしますから、もう少し国家観念といふべきか、そういうものが教育の中心にある程度なければならぬのじゃないか、こういうことを私は考えるのでございしますが、大臣はこれについてどういふふうなお考えを持っておられますか、お聞きいたしたいと存じます。

○松村国務大臣 大体教育基本法の中

に盛られております教育の考え方は、一つは世界に通ずる人格の完成ということ、それから常識の涵養ということが一つ、もう一つは才能を身につけること、大体これが三つの重点でないかと考えるのでございします。それには教育の中立化ということもありましかれども、教育を授ける考え方はその三つだと思ひます。そこで国なり民族なりに関するところはこの中に入らないのです。そこに今お話のような疑点があるのだと思ひますが、これはいやくも國をなしておる以上は当然のこととございまして、愛国などという言葉は多分に以前の軍國的の嚮きを持しますから、これはなにしませんが、少くとも民族愛、祖国愛といふもの、これはどうしたつてなければならぬことだと思ひます。家庭を愛せないならば、その家庭は破滅するよりはかに仕方がない、民族を愛せないから民族は滅びるよりしようがないのでありますから、これは当然のこととございまして、私もこの教育法の中の人格の完成ということに、これは当然多分に含まれておることと思ひて、そう解釈いたしまして、

○高村委員 大臣のお考えは承りました。大臣は、実は第一線で教育に當っておる人たちが、かつては非常な軍国主義的な、国家主義的な教育をいいたし、これが愛国だと思つて一生懸命やつた、ところが戦争に負けまして今度は文化國家、平和國家といつて、いかに國家としてそれを誇りとし、あるいはそういうことが非常に間違ひであるといふような考え方を教えられて

それをやつた、ところが三転してまた自衛のためには武器を持つのだということになつて、どこに一体中心を置くべきかといふことで迷つておるの、私は実情だと思ひます。そういう点で今申し上げたことをお尋ねいたしたいのでございしますが、大臣のお考えを承りました。

そこで私は民主主義といふことが、先ほど申し上げたように教育の一つの柱になつておるかと思ひます。ところが民主主義といふことは非常に幅が広いのであります。共産主義者も自分たちを民主主義者だと言つておりますし、また自由主義者も民主主義者と言つておる、また社会主義も民主主義と言つておるのでございします。そこで私は社会党の左派の綱領を拝見いたしますと、社会党の綱領の中には、社会党が政權をとりました場合には社会主義の原則に従つて憲法を改正し、基本的な産業の国有化また公有化を確立し、行政、司法の諸機關を社会主義の方向に適応せよといふことが書いてある。こういうことになりまして、やはり社会主義政權といふものが確立すれば、その際には教育も社会主義の一つの考え方によつてその線に沿つていふことに相なるのではないかと思ふのであります。が、われわれは自由民主主義を考へておりました、社会主義といふふうな主義は必ずしもつておらない。しかし社会主義政策を断行するにについてはわれわれ必ずしも反対いたしません。が、こういう点になりますと、

一体今日の中立といふものは、その辺のことをやることもまだ中立の分野に入るのだからどうか、この点に對し

て私は若干の疑問を持つておるのであります。大臣はどういふふうにお考えになりますか。

○松村国務大臣 これはその政党的綱領でございまして、私どもはそういうことには賛成をいたさないの、ございします。従ひまして党派別にお互いに抗して争つておる。私も、教育といふものは中立化で行くべきものだと考へております。それを守るがためにお互いに努力をいたしておるわけでございします。

○佐藤委員長 高村君、なるべく簡単にお願ひします。

○高村委員 最後の一つお尋ねいたしたいのでございしますが、占領下に教育追放といふものが行われました。これは日本が独立いたしましたして追放制度といふものがなくなりましたから、そういうことは消滅いたしましたかと思ふのであります。政治家は政治追放になりまして人も今日カムバックされて大いに活躍されておる。これは国民の審判によつて出てきておりますが、教育追放になつた方々は一体どのくらいあつて、そういう方々が今日大学——国立関係、公立関係あるいは私立関係等々、どういふふうになつておられますか、そういう資料がございしましたら一つお聞きをしたいと思ふのでございします。

○松村国務大臣 局長から詳しく答弁いたさせます。

○緒方政府委員 ただいまのお話は大学関係を主としてお話ししようでございしますが、ちょっとたいたいまここに資料もございせんので、よく検討いたしまして提出したいと思ひます。

○高村委員 なおこれに関連いたしま

してもう一つお尋ねしたいのでございすが、たしか昭和二十四、五年でありましたが、いわゆる教育界のレッド・パージということがあったように記憶いたしておるのでございます。当時読売新聞社の報道いたしておったところによりますと、大体教育基本法の第八條第二項で偏向教育をなした者として問題になっておる者が約四千人、そのうちで四百人くらい大體辭職を勧告されておるということでございました。また共産黨員がその当時労働組合等からもレッド・パージになったように承知いたしておりますが、これがその後どういふふうになったかおわかりになっておられますれば承知いたしたいのでございすが、先ほど大臣のお話にもございましたように、共産黨員といふものは、教育の中立性の立場からいっても教育界におられることは適當ではないのではないかと思つております。というのは、何れ共産黨員であつてもそういう教育をしなければいけないやないかということ、一応理屈上は成り立つのでございすが、共産黨の性格からいって黨員であれば必ずそういうことをせなければならぬ義務を負つております。これはひとり日本だけではなく、アメリカあたりでもそういうことが問題になつて、アメリカの大學總長なんかもこれを肯定をいたしておるのでございまして、私ももそういつた考え方は賛成なのでございすが、たとえばワシントン大学の總長が、その共産黨員の教授を免職するように州の教育委員会に勧告するに當りまして、こういうことをいってあります。『共産黨員たる教授は學者及び教育者としての客観的な真理追求の

義務を捨てたものと認めざるを得ない。大学の使命は民主主義のもとにおける公民とはいかなるものかを教えることであるが、かかる教育をアメリカの今度転覆を唱道する団体に属する者の手中に置くことは許されない。』と述べられておるのでございまして、また「アメリカの民主主義はその學問が民主主義の繼續発展に必要欠くべからざる社會態度や方法、責任感と信念、忠誠心といふものを教えることを期待しているのである。従つて教職につくことは無制限の権限ではなく、教えることは公けの権能であり責任であつて、必要な資格要件を持つものだけが、教職をとるべきである。學問的な価値を尊重すると同時に自由な社會の社會的価値を尊重するといふ道徳的な要件が、教育者として最も重要な資格である」とも言つておるのでございすが、私はこういう考え方は、これはアメリカの考え方ではございすが、日本におきましてもこれは尊重するべきことであると考へるのであります。ことに最近の世相を考へてみまして、日ソの外交等がだんだん進展をいたして参りますと、世相が相當さういふことの影響を受けてくる面もあり得るんじゃないかといふことを心配をいたしておるのでございまして、どうか政府当局におかれましては、こういう点も一つ十分にお考へをいたさまして遺憾なきを期していただきたいと思います。教育界におけるレッド・パージの問題を先ほど申し上げましたが、その後どういふふうになつておりますか、おわかりでございしたらお聞きしたいと存じます。

○緒方政府委員 いわゆるレッド・パージの問題でございすが、當時行われた退職の關係はお話のありましたように、教育基本法八條二項の關係と、それからそのほか一般的に申しまして、教師の勤務成績その他の關係を總合いたしまして、教師として適格を欠く者に対して行われたように私も承知いたしております。これは當時人事権が県の教育委員会であり、市町村教育委員会がでる前でございますが、県の教育委員会としてそれぞれさういふ判定をして勧告をした。かような実情であつたように承知いたしております。その後の実情でございすが、これは実は明確に私もわかりませんが、その人たちが再び教壇に返つておる人があるかどうかという点につきましても、おそらくさういふことはあえておりませんが、具体的には私も一當つておりません。そのときのいわゆる追放の理由等にもよることと思ひます。今申しましたように、いろいろな關係を總合して、勤務成績等も總合いたしましてさういふ処置をとつた、さういふことでございまして。

○佐藤委員長 小牧君。給制度の改正の問題についてお伺いしたのであります。そのときに自治庁の小林行政部長並びに緒方初等中等局長の御答弁があつたのであります。これについては、現在自治庁の方で改正の用意がある、また文部省においても大体自治庁と同じような御見解をこゝで緒方局長の方から発表されたこと記憶いたしておるのであります。私その際におきまして、さらに自治庁あるは文部当局のお考えよりも進んで、市町村立の全日制高等学校、こゝにいたるところに奉職しておる人々にも範圍を広げて、この際改正をすべきではないかといふような意見を述べたのであります。その後この問題がどういふふうになつておりますか、まずこれから先にお伺い申し上げたいのであります。

○緒方政府委員 教職員の恩給あるいは退職年金の年限の通算問題については、この前お答え申し上げたときには、まだ政府間の意見も十分調整できない段階でございまして、自治法の改正をいたしましてこの調整ができて、先般国会に提案いたしましたのであります。その中に教職員につきましても、恩給年限の通算といふことを規定いたしましたのでございまして。ただいまお話しした市町村立の全日制高等学校の教員につきましては、この前にいろいろ申し上げましたけれども、このたびの改正をいたしましてはそこまですべておきません。これは突如といひましていろいろそこに考慮すべき問題があることは、私も承知いたしておりますけれども、一挙にそこまで解決することはなかなか困難でございまして、今度の改正案の内容は大きくばに申し上げまして、府県間の通算、あるいは国と府県との間の通算、それにもあつたらば市町村立学校の職員、つまり小・中学校の先生の問題も含まれておりますので、これは解決したわけでありまして、ただいまのお話しになりました市町村立の高等学校の先生につきましては、これはまだ解決を見ていないのでございまして。かような状況であります。

○小牧委員 大体現在の実情はわかりましたが、実は私はまだその詳しい内容を見ておりませんので、これ以上詳しくお伺いできないのであります。ただこの問題の取扱ひ方が自治法の一部改正といふものの中に含まれて出ておる、さういふふう聞いておるのであります。まずその点をお伺いしたいのであります。

○緒方政府委員 その通りであります。

○小牧委員 私先ほど申し上げました通り、この退職金、恩給制度の通算の問題についてお伺いいたしたときには、緒方局長なり小林行政部長からいろいろ御答弁がありまして、さういふ答弁の中から、さういつた退職金、恩給通算の問題についてはその基礎となる期間の通算の問題といふことで單獨に切り離されて提出される、かようにそのときには考へておつたのであります。ところが今お伺いいたしますと、地方自治法の一部改正といふものと一緒これが提案されておるというお話でございますが、その根拠についてお伺い申し上げたいのであります。

○緒方政府委員 実はこれは地方自治法の改正でありますので、この主管をいたしましては自治庁であります。従いまして、私の方からその根拠を申し上げることはいかかかと存じますけれども、これは申し上げるまでもなく教職員の關係だけでございます。一般の地方の公務員も當然これに含まれておる、さういふ關係からおそらく自治庁としましては自治法の改正の中に入れたのだからと考へております。この前申し上げたときには、これは單獨法といふことは申し上げなかつたのであります。この地方自治法の改

正の機会にこういうことを実現をするように努力をした、こういうことであらうと私は考えます。

○小牧委員 その内容を詳しく存じませんが、詳しくお尋ねできないのでありますが、こういう問題については、特に先般私が御質問申し上げたのは、この文教委員会においては教職員のいろいろな身分あるいは給与の問題、こういう点を専門に研究いたす委員会であり、従いまして地方公務員の中の教育公務員、こういった教職員の問題を専門にお聞きしなければならぬ、こういうことに相なるだろうと思ふのであります。また文部省としまして、教育公務員については特にその主管省として専門にこの問題を検討しておられる。従ってこういった教職員の退職金あるいは恩給の通算の問題についていろいろ法の改正ということを担当していただいております。あります、こういう問題を進めていきます場合に、なるほど公務員全体としてはこれは自治庁が所管して参るわけでございますけれども、今申し上げました通り、専門に教職員の問題を取り扱っておる文部省としてこういう点を自治庁と折衝をして、そうして責任を持ってこれを推進して参らなければならぬ、こういう建前であらうと私は思ふのであります。従ってこういう問題について、ただいま局長から御答弁がありました、文部省としては自治庁と全然折衝されなかつたかどうか、お伺いいたします。

私先ほど申し上げましたのは、お尋ねは提案の形式についてお話しでございまして、それについては自治庁が主管として自治法改正として提案をいたしておるわけであり、そのことについて先ほど申し上げたわけであり、内容についてはもちろん私も文部省としまして責任を持って自治庁と交渉し、この自治法の改正の機会に教職員についても年限の通算につきまして実現をいたしたいと考えておるような次第であります。

○小牧委員 最初自治庁の方で本国会においていろいろ改正したい法案の準備をいたしておりました過程において、その内容をお聞きしたものであります、先ほど申し上げました通り、この問題は当初明らかに切り離された題目のもとに私も知らされておったのであります。ところが先ほどお話がありました通り、地方自治法の一部改正と一緒にこれが提出された、こういうことについて私も非常に疑問を覚えているのであります。と申しますのは、地方自治法の一部改正については御承知の通り非常な世論を巻き起しておるのであります。従って私もこれについては十分慎重なる態度をもって臨んでおるのでございますが、先ほど御質問申しました地方公務員、またそのうちの教職員の恩給、退職金の通算制の問題については、自治庁、文部省も意見が一致いたしまして、何とかしてこれを改正しなければならぬ、そうして国と県、あるいは県と県間の人事の交流、あるいは恩給の通算、こういうことを大きく前進させて参らなければならぬということ、これは提案された、こういうように

考えるのであります、しかしながら地方自治法改正全体の中にはこれ以外に大きな根本的な問題が含まれておる。こういうものと一緒に出されるということについて、私も非常に疑問を持ち不満を持っておるのでございますが、これについても一度御意見を伺いたしたいのであります。

○緒方政府委員 地方自治法の一部改正法律の中に含めて提案いたしたというところについての御意見でございますが、私も初めから地方自治法の改正と切り離していたということは申し上げておりました。私も自治法の一部改正のことは十分に自治庁として考えておったわけでありまして、国と都道府県間あるいは府県間の人事交流の円滑をはかるということ、これは自治法の自治制度の円滑を期する上からも大事なことでございますので、自治法としまして、初めからこの自治法の中で一部改正をやれば、その中で取り上げるというふうな考えでおったように私は考えておるのでございます。私も、初めからこの自治法の中でやることは一向差しつかえない、かように考えまして、初めからそのつもりで話を進めてきた、かような実情でございます。自治法に對します御意見はこれはまた別にあるかと存じますけれども、この関係につきましてはさうな経緯でございますので、そのことは御了承いただきたいと思います。

○小牧委員 ただいまの問題につきましては、自治庁の方がお見えになっておりませんので、いずれまた機会をあらためて自治庁の方にもお伺い申し上げたいと思っております。

それからこの機会に、同じく恩給の問題でございますが、大臣にお伺い申し上げます。御承知の通り、学校に養護教諭が置かれておるわけでございます。児童の保健その他非常に広い範囲にわたる仕事を担当していただいております。先ほど来申し上げました通り、教職員の恩給、退職金の通算制の問題については、いろいろ大臣の問題について先般お伺いいたしましたときに、時間がございまして、たゞ、養護教諭の恩給の問題は割愛いたしました問題でございますが、この養護教諭の身分につきましては、御承知の通り恩給の問題で非常に不合理な点が多いのであります。全国多数にわたる養護教諭の方々に切実なる訴えが毎日のように私どものところに参るのであります。昭和十七年でございますが、それ以前に身分とそれ以後にける養護教諭の身分と違ひまして、簡単に申し上げますと、これが通算されておらない。従いまして、前から児童の保健の仕事に従事しておる養護教諭の大多数の方々も次第に年をとつてこれらに就いて児童の保健に従事してもらつて、そういう制度をこの際どうしても確立しなければならぬ、私はかように考えるのでございますが、この点について大臣のお考えをお伺い申し上げます。

○松村國務大臣 私詳しいことを存じませんが、はなはだなんですけれども、事務の方から一応お答えを申し上げます。

○小牧委員 大臣はこういうことを全然御存じありませんか。

○松村國務大臣 全然存じぬとは申しませんが、自分ではこれならばという所信を申し上げるだけのところまで至っておりませんから、それで事務の方で一応申し上げまして、そうしてできるだけ努力いたしたいと思っております。

○緒方政府委員 ただいま御質問の問題は、現在養護教諭である人々で恩給法に載つてない、恩給法の公務員として従来適用を受けていない、あるいは採用を受けていない人の問題だろと考へますが、これは恩給制度自体の問題でございます、非常にむずかしい問題だと考へます。これは教育制度と申しますよりも恩給制度の問題でございますので、これはその方の責任者から十分申し上げないと非常に困難なことであると考へるわけであり、もとと恩給法に載つておらぬものを今になって載せようということでございますので、いろいろ困難な問題が多いように存じております。

○小牧委員 その困難な問題が多いよいうであるというのとはどういふ意味ですか。

○緒方政府委員 恩給制度としてそういうことを改正いたしますことが非常に困難であらうということをお申し上げた次第でございます。

○辻原委員 関連して。そのいろいろ困難な理由を御説明願ひたい。そしてこれは恩給の制度の問題だから恩給法に載せないといけない

いうような話ですが、ほんとうにそうですか。

○緒方政府委員 これは恩給法自体の問題です。でありますから私どもの方からちょっと申し上げかねるわけでありす。

○辻原委員 私はそうは考えない。これはもちろん法的に言えば恩給法の問題かもしれないが、制度の問題です。結局その通算が切れるということ、制度の変更によって起った問題だ、それについてどう処置していくかという問題でありますから、恩給法自体の問題じゃないやありませんか。

○緒方政府委員 その通算が切れたとおっしゃる点はどういうことでございましょうか。もともと恩給法の適用を受けていなかった人に今度恩給法の適用を受けさせたい、こういうお話だろ

うと思ってお答えしていたのですが、それは恩給法の問題で、私のところでは申し上げかねると思ひます。

○辻原委員 恩給法の問題で申し上げかねるということですが、しかしこれはあなたの所管されておる養護教員の問題です。それが困難だということ

は、これは恩給法の関係だから困難だといわれるのか、そうした通算について文部省が考えること自体が困難だといわれるのか。まずその点を明らかにしてもらねと話がわからぬ。

○緒方政府委員 これは恩給制度の問題として文部省としては困難だということをお申し上げたのです。これは文部省だけの問題じゃなくて、ほかに同じような問題がたくさんあります。

○佐藤委員長 委員長から申し上げますが、今文部省としてどう考えておるかというところはつきり返答を要求さ

されていきますから、よそのことはいから、文部省としてはどうかということとを御答弁下さい。

○辻原委員 今委員長が言われたように、それは恩給の所管のことは恩給局から話を聞きますよ。だから文部省としてこの問題に対して一体どうなのかということですよ。

○緒方政府委員 これはお言葉を返すようでありまして、恩給法全体として検討すべき問題だと思ひますが、私どもとしては今後十分研究をいたします。

○辻原委員 それはおそいですよ。ともかくこの問題は相当長い間問題になつていた問題で、少くとも文部省が知らないというようなことはあり得ない。

もう一つ緒方さんに聞きますが、今他にもいろいろ同様のケースがあつて恩給法に上むずかしいというが、他にもいろいろあるというその例を一つあげてもらひたい。

○緒方政府委員 つまり恩給法に上つてこない職員というのはたくさんございす。雇いその他あります。それと同じような立場で、今その当時の、たとえば学校看護婦とか、そういう人たちが同じような立場で恩給法に載っていないわけなんですから、これだけの問題じゃないということをお申し上げておるわけですよ。

○辻原委員 そういふような考え方から問題は進まないのですよ。あなたはその問題を同じ問題だと言われたが、同じ問題じゃありません。少くとも他に問題がいろいろあるという限り、相当に研究をなされて答弁をしてもらわなければ困ります。今言つたよう

な、たとえば雇とかなんとかいふ問題は、これは本来その制度が別にあつて、雇の上に正式に雇われるいわゆる公務員がおつて、そうしてそれは恩給が適用されるが、雇はその公務員たる資格がないから雇になつておる。ところが今取り上げられてゐる問題は違ふでしよう。そのときに、たとえば学校に在る学校看護婦、その上にいふゆる恩給を受けるべき学校看護婦というものはなかつたでしよう、そうでしょう、ただ考へてみれば、現在には養護教員、昭和十六年には国民学校令によつて養護訓導というものが初めて創設された、さらにさかのほつてみれば、昭和四年に文部訓令を出して同じような制度をつくつておる。ところが名称その

の他は区々であつて、学校看護婦とか保健婦とかいろいろあるが、仕事、その内容実質は養護教員である、何ら変らない、しかしその当時の制度としては、いわゆる学校看護婦なり保健婦なりを、現在の言葉をもつてすれば格づけする何らの根拠もなかつた、なかつたから恩給が切れておる。あなたがさつきあげられた雇なんというものは性質が違ふのです。雇というとは、これは当時の職階の形からいふと、いわば職階の階梯のすそです。その人は自分の努力あるいは自分の持つておる学歴とか、いろいろな資格によつて、上級の公務員たる仕事に登用してもらうことも、当時においても現在においてもできるわけですよ。ところが学校看護婦とか保健婦とかいふものは、特に勉強しよが資格を持つておるが、いわゆる学校看護婦を一つしかなない。だから問題なんだということを言つておる。そのときに学校看護婦補とかいふ

うな雇と同じだということとは理屈が立つ。そういうものがないでしよう、ただ制度が變つてきた、最近になつて制度がつくられて、昭和十六年以降からは恩給が適用される、それ以前はそういう制度がなかつたから恩給が適用されてない、これは文部省自体の責任ですよ。

○松村国務大臣 よく調べましてできるだけ御趣旨に沿うように努力をいたします。

○佐藤委員長 緒方君にちよつと注文しますが、私の方に非常にたくさんのお返事がきてゐるのですが、今まで相当問題になつたことだと思ひますが、全然文部省は御存じないのではありませんか。責任ある答弁をお願いします。

○緒方政府委員 それは十分存じております。存じておりますが、繰り返すことになりましたが、それは恩給制度として十分な研究をいたしたいということでありす。

○辻原委員 今のような考え方で取り上げられたのであれば、これは確かにあなたが言われるように、他にいろいろな種類もあるからというので、むづかしいという結論を出すにきまつてゐる。私が申し上げた点で制度の變遷について若干おわかりになつたかどうか。今私が説明したようなそういうケースの他にあなたのお気づきになる類例があまりにないか。私はいろいろ考へてみたのだが、今のところないのです。卒直に言つて、かりに助教諭なら助教諭の問題、昔の助教です。これも同じようなものの範疇に入れられ

ておるかもしれないが、私は助教も違ふと思ひます。助教もその上に正式に任用される訓導というものがあつて、そ

うな資格にはいつでも上れる階梯にあつた。これは上れる階梯にない特殊なものだ、こういうことである。これは当然救うべきものであるとわれわれは判断するのです。それについて文部省はどう考へるか、やり方についていろいろあるうけれども、その問題がわかりになれば一応の判断はできると思ひます。大臣がおつしやつたようにこれから研究するでは、私は急遽しごくとい

わざるを得ないのです。もう一回緒方さんに聞きます。

○緒方政府委員 大臣からお返しもございまして、十分に研究をいたしまして御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。

○小牧委員 私どもの質問の間に辻原委員の方に質問が移りましたので中断されましたが、その間いろいろ回答がありましたので、現在の文部省のお考へも一応あつたわけでありす。ただ遺憾ながら、こういった問題についてまだ十分研究はされないと、このことを残念に考へる一人であります。要するに現在の養護教諭は、御承知の通り名称がいろいろ變りまして、その變遷の歴史を持つております。たとえば先ほど話がありました通り、学校看護婦とか養護訓導とか、あるいはまた現在の養護教諭とか、さらにまた昭和二十四年の教育公務員特別法によつてまたこれが中断されるとか、現在の養護教諭については、過去から現在に至るまで、その身分について取扱ひ上非常に不合理な点が多いのであります。しかしながら、その名称がどういふふうに変りまして、同じく長い間学校において私どもの児童の保健のために重要な仕事を担当して今日まで参つておる

のであります。この養護教諭の方々の退職あるいは恩給の問題につきまして、他の方々に比べて非常に不利な、不合理な点がたくさんございまして、そうしてその退職後における身分の不安定、こういうものから安んじて児童の保健の仕事に従事できないという不安を、私もぜひとも取り除いてあげなければならぬということを痛切に感ずるのでございまして、今後文部省におかれましてこういう問題を十分御研究願ひまして、これが強く推進されるように今後御善処方をお願い申し上げます。

○佐藤委員長 永山忠則君。

○永山委員 日本学校給食会法案に関しまして質問をいたしたいと思うのでございまして、その前に、大臣にもちょっと尋ねたい。合併市町村の關係で、中小学校の改築に対して優先的に取り扱うということが合併市町村の精神になつておるのでございまして、文部省の方においては、合併市町村に対しては中小学校の設備改築に対して優先的な処置をとられつつあるののでございまして、この点をお聞きいたします。

○小林(行)政府委員 町村合併が国の大きな施策として行われております關係で、ここに義務制の学校の建築に關しましては、従来いろいろ競争のありまするような場合においては、その他の条件が大体同じような場合には、特に町村合併で新たに建てるものについては、これを優先順位に置くというような措置を講じております。ただ特別なことについては、現下のところまだ行なっておりません。

○永山委員 優先順位においてこれを取り扱うというその精神を特にお願ひをいたしたいのでございまして、さらに合併市町村で大きな問題としては、学区統合、すなわち学校の統合等の關係をもくろみまして町村財政の堅実化をはかるということで合併をいたしておるのでございまして、その学区統合の關係におきまして、特に申請をいたしたようなものに対しては、さらに優先順位においてお願いができるかどうか、またこれまでの取扱ひ等はどうかあるかをお伺ひしたい。

○小林(行)政府委員 御承知のように、公立学校の補助金の問題につきましては、従来一定の基準がございまして、その基準に不足するようなものに対しては援助をするというようになっています。

○佐藤委員長 永山君に申し上げますが、ただいま法制局長高辻正巳君、農林省畜産局長岡崎三郎君、厚生省母子福祉課長吉見静江君、食糧庁輸入計画課長丹羽雅次郎君、農林省大臣官房政策室長佐藤清美君の五君が来ておられますので、それに関連いたします質問をお願いいたします。

○永山委員 すぐにそれに入ります

が、ただいま御答弁いただきましたように、町村合併に一番大きな経済的な關係は、学区の統合等の問題でございまして、これを中心にして、学校改築等をやりましますときには特に優先的にやる方途について、大臣一段とお考えをいただきますと、市町村合併の中心の経済をよくするというものを、学区の統合ということが重大問題でございまして、この点に対して一段の御考慮を願ふことにいたしまして、ただいま委員長からお話がアつた学校給食關係について質問をいたしたいと思うのでございまして。

この給食關係とアメリカの余剰農産物の輸入關係との関連性について質問をいたしたいのでございまして、アメリカの余剰農産物輸入の中に、この給食關係用の、たとえば脱脂粉乳のようなものがどういふような計数に出ているのか、この関連性について御説明をお願いいたします。

○小林(行)政府委員 先般五月末に日米両國間で協定された余剰農産物關係の協定の第三条に学校の児童に対する福祉計画を拡大するために、農産物の贈与を行うことを約束してございまして、この農産物の贈与は大体千五百万ドルということになっております。そのうち千二百万ドルが小麦及び脱脂粉乳、三百万ドルが棉花ということになっておるわけでありまして、ただこの農産物の贈与につきましては、わが国及びアメリカとの間に、細目の取りきめをいたしまして、その取りきめの条件に従つてこれを実行するというところになっておまして、現在のところまだこの条件については交渉中でございます。このこまかい数字、たとえ

ば小麦及び脱脂粉乳が幾ら入ってくるかというようなことについては、まだはっきり確定したわけではございません。

○永山委員 脱脂粉乳がどれだけ輸入をされることによって、学校給食關係の目的を達し得るという文部當局の御計算になつておるのであります。

○小林(行)政府委員 学校給食に使う脱脂粉乳についての計画的な数量というもののようになつたのでございまして、御承知のように、この余剰農産物の受け入れにつきましては、従来アメリカから輸入しておつた数量は、これは減らさないということが余剰農産物受け入れについての前提条件になつております。大休年間一万吨程度の脱脂粉乳をアメリカから輸入してございまして、これは将来も輸入しなればならぬということになると思つております。なおそれ以外の数量については、先ほど申しましたように、今後日米両國間で相互に相談をして取りきめを行うということになつております。

が、私どもの一応の計画では、将来はできるだけ国産の脱脂粉乳も、この学校給食の線に乗せていきたいということを考えておりますので、これらとのにらみ合せもございまして、まだはっきりした数量は出ておりませんが、兩者を併用して——贈与分とそれから国産の脱脂粉乳、それに従来輸入しておりました一万吨の輸入分というものを合せて、学校給食の線に乗せていくということになると思ひます。

○永山委員 大体輸入分というのは、どのくらいな目標のもとで御交渉になつておるのですか。

○小林(行)政府委員 従来大体一万吨

ン程度を輸入しておりますので、これは来年も一万吨程度は輸入しなければならぬものと考えております。

○永山委員 贈与分は……。

○小林(行)政府委員 贈与分は、これは日米両國の間で相談するということになつておまして、まだ最後の線は出ておりません。私も、数量として大体七千トン程度のものが期待できればいいのではなからうかというやうな氣持を持っておりますが、これがそういう数字になるかどうかというところは、まだはっきりいたしません。

○永山委員 この輸入分の、従来の分は縮めることはできないということになつておまして、それに贈与分を受け入れるわけにございまして、国産關係もルートへ乗せたいということでございますが、国産關係の方は大体どの程度本年度はルートへ乗せるといふやうな考えでございまして。

○小林(行)政府委員 これは年間の学校給食計画を、どういふやうに計画するかということにもよるのでございまして、一応現状で進行すると、たとえば昨年度すでに学校給食を行う学校あるいは児童が相当ふえておりますので、そういった増加分も考えまして、大体一万九千トン程度のものは必要になるのではなからうかという大ざっぱな計画をいたしております。従つて輸入分が一万吨といたしまして、先ほど申しましたように、もし七千トンが贈与分で期待できるといふことになりましたら、その差引二千トン程度のものは、国産品をこの学校給食に乗せていくことができるのではなからうか、こういうふうに一応大づかみな計画をいたしております。

○永山委員 贈与分を受け入れるという関係におきまして、乳価に影響するというような点は、農林省の畜産局ではどういふようにお考えになつてゐるのでしょうか。今日非常に乳価が下つておりました。乳牛の十カ年計画というものの対して非常に支障を来たしてゐるというのでございますが、これらにはどういふような関連を持っておられるのでしょうか。

○岡崎説明員 お答え申し上げます。先ほど御答弁がありましたように、従来学校給食用の脱脂粉乳は、大体において輸入に待つておつたわけでございますが、昨年以来の酪農界の不況にかんがみまして、特に不況と申し上げますと一時的な需給の不均衡が生じて参りまして、いささか供給の方が需要よりも上回つてゐるという様な現実の状態でございましたので、先ほどお話しございましたように、二千トンだけとしては国産物も使つていただくというのでございます。さてこれが乳価に対してどういふ影響を及ぼすかという事でございますが、まず第一に、私も農林省の考え方といたしましては、先ほど局長からも御説明ありましたように、できれば国産品でもって学校給食を全部まかないたいという意向なのでございます。しかしながら、これが量的にも供給が不可能でございますし、また値段の点でも、アメリカからグラントで安く入ってくるもの、あるいは通常輸入で非常に安く入ってくるもの、これの關係で、学校給食として受け入れる方の側からいまして、値段は非常に安くありたいという希望がございますので、その点で、必ずしも現在国産品を全部使つていただくとい

うわけにも参らないかと存じまして、これは一万七千トンと二千トンという様なことでございます。そこで、乳価の問題でございまして、一万トンがそのまま手放して国内市場に入つてくるということになりますれば、これはもちろん現在そうでなくさへ不況の酪農界には非常に悪影響を与えるということになるのでございまして、ただ学校給食という特殊な目的に制限せられまして、そのために特に厳格に使われるという事でございまして、先ほど申し上げました通り、国産品でもって足りないところを学校給食用として使つていただきたいと思います。その足りないところを輸入分を入れていただくということになりますので、従つて、その点につきましては十分注意して、文部省の方と農林省の方と打ち合せてやりたいと思ひますので、悪影響がないように極力注意してやつて参りたいというふうにお考えしております。

○永山委員 文部大臣にちよつとお尋ねいたしたのでありますが、日本学校給食会は、ここに「学校給食用物資を適正円滑に供給し、あわせて学校給食の普及充実にその健全な発達を図る」と書いてございまして、この給食關係は、農村經濟ことに乳価に非常なる影響を持つものでございまして、ここに今日の農村關係はいわゆる有畜農業推進をやつておるような關係でございまして、単に学校給食という目的のもとに計画がここに進められるということになりますと、乳価に影響すると、非常に大でございまして、ただいまの御説のように、文部当局は一万トンの輸入というのに縛られ

ておるから輸入しなければならぬ、さらに七千トンの計画を持つておるのだという事でございまして、そういうふうになつたのでは、学校給食だけに目的されておるからではあるが、手放しておくと非常に乳価に影響するといふ畜産局の經濟課長のお話もありまして、これを総合的に調整していくという事でございまして、どういふようなお考えを持っておられますか。

○松村國務大臣 お答え申し上げます。が、ただいまの程度では酪農には直接の影響は私はないと考えております。なぜなら、もしも安い粉乳を取らないで高い生乳を使いますならば、これは大へん影響があると思ひますけれども、そういうわけでなくして、安いグラントで供給することができるような状態ではございますから、直接には影響はないと考えておりますけれども、先般もちやうでいろいろ議論のありました通りに、酪農と給食とを結びつけますと、非常に酪農の奨励にもなり普及にもなり、そして価格を適正に置くことができるというふうないい結果を見ることができると思ひまして、それでぜひそういうような給食の機構を作り上げたいと存じまして、先般もこの委員会の理事の方々と御相談を願つたこともありますし、これからさらに御協議を経ましてそういう意味の給食改善の委員会を作り、これにはもちろん文部省ばかりではありませんで、農林省も厚生省の方々も皆加わつていただいて、最善の方途を講じたい、こういうふうに考えております。

○永山委員 学校給食法が今提案されておりますので、それらの委員会は給食法が通過するまでに、早急に本

委員会がこれを了承いたしましたせば、お進めをいただきたいと思ふのであります。という事は、大体この法案を見ましても、現在そのおもなるものは脱脂粉乳だというのが第一に書いてあるものでございまして、われわれはどうしても酪農ということとコンビにいたしまして、生乳をできるだけ飲ますというところへ力を入れべきであると考えておるのであります。今日酪農の十カ年計画とあわせて、この学校給食というものは総合的な計画をたてなければならぬと思ひます。たとえて申しますと、一合に対して、贈与分があるとすれば一円になるかもしれませんが、實際上の現在の状態は一円五十銭くらいではないかと思ふのであります。そうすると牛乳関係一円五十銭は補助するということになつてきまれば、脱脂粉乳よりは地方の牛乳を消化いたして、そして酪農の奨励ということになつてくるのでございまして、それだけまた児童の体位向上にもなるのでございまして。現在地方におきましては、牛乳が安くなりまれば、学童へできるだけ生乳を飲ますという事を希望をいたしておるのでございまして、ただ単に贈与分があるからというところにおいてこれに目をつけるという考え方でなしに、國策的立場に立つて、日本の自主經濟の確立という観点において、総合的な計画をお立てを願ひたいと思ふのでございまして。という事は、この計画を見ましても、熱処理に対して、すなわち高温殺菌でございまして、これに對しまして各地方に助成金を出すといたつたような予算的処置も計画もないのでございまして、これらの熱処理關係に對する

助成の問題、あるいはパンを製造するところのパン加工の助成の問題といふようなものが総合されて、ここに学校給食というものが地方農家經濟あるいは酪農關係、あらゆるものと総合的に計画を進められるという、この非常に理想的な方途がこの給食法では見られていないのであります。従つてただいま大臣の言われましたような委員会を早急に一つお作りをいただきますかと考えておるのでございまして、これに對して大臣はどういふようにお考えになりますか。

○松村國務大臣 できるだけ速急に進めたいと思ひます。ただしこの法案とからみ合つて、この法案の内容へそれを盛り込むといふようなわけには技術的にできないかもしれせんから、この法案の内容をなすものとして御研究願ふことはけっこうですけれども、この法案の御審議中にその結果を得るという事はあるいは困難であるかと考えてみます。どうぞ御了承願ひます。

○永山委員 一つできるだけ早急に御研究を願ひたいという事は、先ほど申しましたように法案自体の立て方がきつめて近視眼的な要素を持つておりますので、まあ法はこれでよろしゅうございまして、次に予算的措置や内容の問題について、これをうんと突の突のみに持つていきたいという考え方が具体案について早急にお願ひをいたしたいと思ふのでございまして。なおこれに関連いたしまして、將來はこの脱脂粉乳は輸入しない、また贈与分なんかいただかない。そして日本の生乳もしくは日本の脱脂粉乳で、国内産によつてこれをやつていくんだと

いう民主党のいわゆる六カ年計画といふようなものとの関連においての抱負なり御計画を持っておられるかどうか、お聞きしたいのであります。

○松村国務大臣 理想をいたしましてはそこまでもちろん行きたいと思っております。それには一面酪農の発達、乳価の問題等を解決しなくちゃなりませんが、その発達に伴って漸次輸入を減少するということはもちろん主眼として考えていきたい、こういうふうな考えです。

○永山委員 元来終戦後におきまして、ガリオア物資等を恵まれましたアメリカの処置に非常に安易な気持ちでなれてきておる傾向もあるのではないかと考えますので、目標はやはり外国の脱脂粉乳に依存するという態勢を将来逸脱してやるということが、今度の総合計画の中に深く出てくることをさらに期待いたすものでございます。

続いて新生活運動にこの食生活の改善、給食関係というものをどういうふうに取り入れてお考えになつておるかという点の、大臣の抱負を聞きたいと思ふのであります。

○松村国務大臣 先般来申し上げました通りに、新生活運動は民間運動として出発したものでございますから、ここでそれをどうするということはわれわれが申すことではございませんけれども、必ず食生活の改善ということがそのうちの一つの大きな眼目となることは当然のことであると考えます。それにつきまして学校給食というものも、パン食の徹底というか、麦を主食に加えるということの普及には非常に役立つことと思ふのでございまして、それとの関連性を学校給食の事業が持

ちたい、こういうふうな考えております。

○永山委員 新生活運動の中に見出される食生活の改善と地位向上並びに自給食糧の確立という線が太く打ち出されて、初めて学校給食が非常に強く浸透をいたしておるのでございまして、本法案の目的を見ましても、この学校給食を普遍的にどこまでも推し進めたいという目的に合致するものであると考えて、一段と構想を練られまして、予算措置におきましても、アメリカより輸入した物の支払い延期になる資金は、必ずしも愛知用水でなくとも、これらの資金をどうした給食関係の必要な諸施設にでも回す、あるいは食糧特別会計の方でも特別な考慮を願うといったような、予算措置を伴う新生活運動を、学校給食の伸張ということに対して一段の構想を願いたいのでございしますが、大臣はこの予算措置に対して、余剰農産物を受け入れから出る日本の支払い延期の資金をこういう方面に持つてくるというふうなお考えはありませんか。

○松村国務大臣 その点につきましては酪農との関係その他のことがありますが、事実その委員会などの決定で練った方策を実行するには、予算の裏づけを必要とするのは当然だと思ひますが、今度の予算の中へそれを盛り込むことはできないのでございしますから、それで次の年度を考へるよりはかに道がないと考えます。ただし今度アメリカから学童に対する食糧を送つてくるのにつきましては、この間も向うの責任者にも会いましたが、その使用についての案は農林省にまかせて立てることに大体了解が得られること

と思ひますので、従つてそれらもあわせて考慮することができたらう、こういうふうな考えです。もちろんそれから得たものも、学童の福祉以外のところへ使うことはできませんけれども、そういうことでありますならばアメリカとの折衝も大体できるのではないかと、こういうふうな考えているわけでございます。

○永山委員 学童の地位を向上し、福祉を増進するという目的の中に、さらに農産物の自給の問題あるいは食生活の改善等強く含まれた給食でございしますので、この点に対しては農林省も重大なる関心事であると考えます。特に文部大臣は前に農林大臣もおやりになり、農林問題の權威でもございしますので、この給食関係とあわせて十分その使途に対して予算的な措置が裏づけられますように特に強く要望いたしておきます。

さらにこの給食関係におきまして、貧困なる児童に対する生活保護の立場におきまして、これの給食に対する諸費用は生活保護費の中から出るように方途がなつておるかどうかがお聞きしたいのであります。

○小林(行)政府委員 御承知のように生活保護法の中に教育扶助という制度がございまして、その教育扶助の中で、学校給食に要する費用は生活保護の対象になるというところで、いわゆる貧困児童に対しての給食費は、その方から出ることに一応なつております。

○永山委員 この生活保護の教育扶助における学校給食関係の費用は、ただ単に脱脂粉乳の問題だけでございしませんので、完全給食をやつております関係等においてはある程度金額を

持つものでございします。これらに對して政府の方では非常に制約をいたしておる關係上、貧困児童が非常に肩の狭い立場に置かれて、かえつて教育上において非常な弊害を及ぼす点を見出すと思ひますので、教育扶助の中の学校給食費に對しまして、政府ことに文部當局は、完全給食の範疇までこれを引き上げて、これが使途に對しまして予算的処置で縛り上げていかないよう、格段の努力を願ひたいと考へるものであります。

そこで学校給食会を今度特別法人にいたすのでございしますが、これは中央にだけ置きまして各地方においてはどうかという下部組織を動員しようとする考へてございしますか。

○小林(行)政府委員 今回の学校給食法案は、御承知のように従来財団法人日本学校給食会がやつておりました学校給食物資の供給が非常に莫大な数量を最近取扱う、従つて金額としても相当大きな金を取扱う、いわば国の代行的な仕事をやるものでございします。これをさらに法規の制約のものを置く特殊の法人にしたいというのが本来の趣旨でございします。従つてこの際もしできれば中央のそういう機構の委譲のみならず、地方にもはつきりした機構を作つて、地方に一つ一つの考へてはございしますが、現在各都道府県に府県の学校給食会がそれぞれございまして、そこで学校給食用物資の受け入れ、供給というふうな仕事をやつておりますので、将来は別といたしまして、とりあへずの間はこの各府県の学校給食会を従来通り使用していく、さらに充足以後におきましていろいろ研究したあとで、各府県にそれぞれ中央機構の支部

と申しますか、下部組織が必要だといふことになれば、そういう面について考へております。

○永山委員 大臣はとても大きな給食關係を取扱うのでございまして、實際をいろいろ知つてもらいたいと思ひますが、並木さんの質問も大臣にあると言われまして、大臣に對する質問は一応これを留保して並木さんの方にお譲りして、給食会の根本問題について一つ後ほど質問を続けさせていただきますことにしたいと存じます。

○佐藤委員長 並木芳雄君。

○並木委員 大臣にお尋ねいたしますが、教育二法律の改正問題でございします。これは非常な問題を起した例の教育公務員特例法の一部改正、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する臨時措置法の二つでございします。最近自由党の石井幹事長が私の方の民主党の岸幹事長をたずねまして、保守合同の談合からんでこの二法律を改正したい、行政処罰を刑事罰にまで持つていきたいというふうな申し入れがあつたのであります。私もこれを聞いて、保守結集とか、いわんや保守合同の話し合ひからんで教育の問題を議するなどというのはいふまでもないと思つております。私もこの教育二法案のときには反対の立場にあつたものだけに、黙つていられるには参りません。そこで党と党との話はどうあるとも、松村文部大臣としてはこの法律は少くとも当分の間までは存続するのだ、改正どころか改悪のことなどは思ひもよらないといふことを私は言ひ切つていただきたいと思ふのです。私自身としてはこの二法

律そのものにも反対なくらいですから、そういう注文を持った質問が出てくるのは当りまえでございしますが、この際一つはつきり言明していただきたく思います。

○松村国務大臣 先刻も同様の御質問がありまして、お答えを申し上げておきました。あなたはそのときお留守であつたかもしれせん。

○並木委員 ちよつと中座して、失礼いたしました。

○松村国務大臣 それは先刻も申しましたが、党と党との間にそのような交渉のありますことは私は少しも聞いておりません。責任者よりも、また責任者でない人からも、その話は聞いておりません。従いまして現実の問題としてお答えをすることは適當ではないと考へます。それならばお前の考へはどうかと先刻聞かれたのでございしますが、それはただいまその二法律のうちを變へる考へは持つておりません、こういうお答えを申したのであります。そうすると、それならば將來はどうだと、こういうお話までも詰められたわけでございますが、それは皆さんの御批判にまかせて、ただいまここでお答えいたしません、ただいまの考へはその通りでございしますと、こういうふうにお答え申し上げたのでございします。まだそれについていろいろのお話もありましたけれども、ただいま私の立場においてお答えできることはその通りでございします。よろしく御了承を願います。

○並木委員 けつこうです。私中座をしておつたために、その点二重の質問をいたしたことはおわびをいたします。ただ立場が違いますから、立場の

違ふ点で同じ質問ではございしますが御了承いただきたいと思ひます。もう一つだけお尋ねいたしますが、もし前に出ておつたとしたら、大臣簡單でけつこうです。実はこの前三本建を是正するという野原委員の質問に対して大臣が、三本建を今直ちに廃止する考へはないけれども、中で同じ資格の者でこれは確かに気の毒であると思ひ、う者に対しては、高等学校の先生と同じような待遇をいたすことを考へていられるという、私どもにとつては非常に適切な答弁があつたのでございします。この点についてその後どういふふうに検討が進められておりますか、ぜひ知りたいのでございします。どういふ方向へ持つていかれるのか、要するに具体的にもう少し詳しく知りたい、こういう質問でございします。

○松村国務大臣 それはその通りに考へております。たとえば以前といへば小学校の先生方に委任待遇などという、特別の功勞のあつた人たちはこういう待遇もあつたのでありますから、ぜひそういうふうにいいたしたいと考へております。しかしながらそのことは予算その他法制的關係もございしますので、今度の議會に直ちにというわけには参りませんが、次の議會までにはぜひそういう措置をとりたいたいものと思ひております。

○並木委員 非常にけつこうです。もしかりに通常国会の前に秋に臨時国会が開かれたといつた場合には、当然それに間に合せていただきたいと思ひますが、よろしくございしますか。

○松村国務大臣 ただいまは私だけの考へであります。まだ省議を経たわけではございせんが、私は次の予算

の編成の際にそれをやりたいと考へておりますので、万一急に臨時議會が開かれたとしても、それに間に合うといふことはあるいは困難ではないかと考へております。

○佐藤委員長 なお委員長から先ほどの教育二法案の刑事罰のことにつきまして一言いたしたいのです。今まで委員會でいろいろ質問がございしました、文部大臣からそういう問題については当分變えなないというふうなお話もつとありました。われわれも大臣の御意思が今はつきりしまして安心しましたが、社会的な影響のある非常に重大な問題でありますので、慎重にお取扱い願ひたいということを一言お願い申し上げます。

○松村国務大臣 今の委員長のお話は十分考慮していきたいと思ひます。

○永山委員 先刻質疑応答がありましたが、輸入計画課長から、日本の食糧自給と生活の改善、農村經濟の確立といったような総合的見地において、これらの輸入計画を進められる御方途について御意見を聞きたいのでございします。

○丹羽説明員 お答え申し上げます。大へん大きな御質問でございしますが、私どももいたしましては、食生活の改善によりまして小麦その他の需要の増加の趨勢が具体的に現われて参りますれば、そういう事態に應じて参りますの計画を作成するわけでございします。現実には昨年度以来相当小麦の消費が増大して参つてゐるわけでございまして、そういう国内の需要と、それから国内におきます小麦の仕出し、この両者を勘案いたしまして、外国からの小麦の輸入量を考へたい、小麦の輸入量

を算定いたします際には、學童の給食用の小麦の増大というファクターがございしますれば、もちろんそういうものを織り込みましてその量を算定する、こういうふうな考へ方ではないかと考へております。

○永山委員 総合食糧消費政策室長の御意見を伺ひたい。

○佐藤説明員 ただいま食糧庁の輸入計画課長が申されましたように、今後の日本國の食糧行政がいかにようになることが望ましいかということ、種々検討はいたしておりますが、先ほど来のお話がありましたように、學校給食等によりまして、幼年層から榮養的にも望ましい形に變更されていくことを期待いたしてゐるわけでございします。そのほかにも厚生省等とも連絡をいたしまして、今後食生活の改善には遺憾のないようにいたしたい、かように考へております。

○永山委員 アメリカから贈与を受けるというふうな点に感惑されずに、國內の自主經濟の立場、あるいは総合食糧政策として体位向上と食生活の改善等、あらゆるものを総合的に考へて、輸入計画なり諸種の対策をお立ていただくことを希望いたしますのでございします。

この場合厚生省の兒童母子福祉課長がお見えてございしますので、脱脂粉乳等の配給は厚生省にも關係がございしますので、これらは文部省とどういふような關連性において、あるいはまた給食關係の法案とどういふような關連性において進められてゐるかお聞きしたいのでございします。

○吉見説明員 私どもの保育所の給食につきましてお答え申し上げます。こ

れは二十四年から発足しておりますが、二十八年度におきましては、輸入物資を學校給食会で扱つていただきましした關係で、保育所もその同じ脱脂粉乳を使ひますので、學校給食会にお願ひをいたしまして一緒に扱つていただきまして、ただいまはCACからの寄贈物資をもつてこれに充ててゐるのでございします。學校給食会にはお願ひをいたしておりますけれども、これは文部省の方と種々連絡をとりまして、同じような歩調で、從來は——今日もでございますけれども進めて参りました。ただ私の方は數量が少い關係から、今まで輸入などの場合一本に扱うことが困難でございしますから、御紹介をお願いして、文部省の方の學校給食會を使ひしていただいております。

法案につきましては、前に文部省の學校給食法が出ましたときに、これを一緒に載せていただきたいというふうな希望を持つておりましたけれども、建前が違ひ、いろいろ文部省の方の御都合がございまして、これは別個にするようにということで、そのときは法には載せていただきませんでした。その後機會がありまして別々の單獨の法をもつてこれを進めるようにというふうな希望も持つておりましたけれども、今日のところではその運びにいたつております。

○佐藤委員長 永山君に御注意を申し上げます。今議長から委員會のストップ命令が来ましたが、まことに済みませんが、結論をお願いいたします。

○永山委員 厚生關係もやはり保育所その他を担当されておりますので、ただ所管が違ふというだけである程度は同一目的の要素を持つておるのでござ

いますので、文部省と一段と深い関連
を持たれまして、またこの法案等に対
しても何らか一つ協議をして進むよう
な一段の構想をお願いしたいと存
じておりますと同時に、これが輸送関
係におきまして、厚生省単価と文部
省単価の差異等も往々あり得ること
でありまして、配給面に対しても一元
的な取扱いということが望ましいと考
えておりますので、この点また十分御
研究をお願いいたします。次回は次
第であります。

○佐藤委員長 本日の質疑はこの程度
にとどめ、残余の質疑は次会に行うこ
とといたしまして、この辺で散会いた
したいと思ひます。次会は公報をもつ
てお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午後一時四十三分散会

昭和三十年六月二十一日印刷

昭和三十年六月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局